

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月2日
【会社名】	株式会社サハダイヤモンド
【英訳名】	SAKHA DIAMOND Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮崎 富司
【本店の所在の場所】	東京都墨田区千歳三丁目12番7号
【電話番号】	03(3846)2061
【事務連絡者氏名】	管理部部長 亀井 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区千歳三丁目12番7号
【電話番号】	03(3846)2061
【事務連絡者氏名】	管理部部長 亀井 晃
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 20,000,000円 第12回新株予約権証券 1,900,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 191,900,000円
	(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	20,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、100株となっております。

(注) 平成28年11月2日開催の取締役会の決議によるものであります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	20,000,000株	20,000,000	10,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	20,000,000株	20,000,000	10,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1	0.5	100株	平成28年11月18日		平成28年11月18日から 同月22日まで

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。

4. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合は、当該株式(以下「本新株式」といいます。)に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社サハダイヤモンド本社管理部	東京都墨田区千歳三丁目12番7号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 本所中央支店	東京都墨田区両国四丁目30番12号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	1,900,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,900,000円
発行価格	新株予約権1個につき1円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.01円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年11月18日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社サハダイヤモンド 本社管理部 東京都墨田区千歳三丁目12番7号
払込期日	平成28年11月18日から同月22日まで
割当日	平成28年11月18日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 本所中央支店

- (注) 1. 平成28年11月2日に開催された取締役会決議によります。  
 2. 第三者割当の方法によります。  
 3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに第12回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は190,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨その事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。)は、金1円とする。</p>

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整前行使価格とする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>191,900,000円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成28年11月18日（本新株予約権の払込完了以降）から平成31年11月17日までとする。（但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社サハダイヤモンド本社管理部 東京都墨田区千歳三丁目12番7号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 本所中央支店 東京都墨田区両国四丁目30番12号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権1個当たりの株式数を分割する一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、その時点で存在する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価格と同額で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

(注) 1 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且

つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、株主名簿管理人もしくは当社の管理する株主名簿へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。

4 その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに株主名簿管理人に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する、もしくは当社の管理する株主名簿への記録を行う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
211,900,000	2,500,000	209,400,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込価額20,000,000円に本新株予約権の払込金額の総額1,900,000円及び行使に際して払い込むべき金額190,000,000円の合計191,900,000円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用・弁護士費用2,000,000円、有価証券届出書作成費用500,000円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

<資金調達目的および理由>

当社は、昭和31年創業以来、ダイヤモンドを主力商品とした数々の宝飾品を販売してまいりました。下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性」に記載したとおり、ロシア連邦サハ共和国産のダイヤモンド原石を仕入、同国内において研磨事業をおこなうとともに、平成20年以降、小売事業にも参入しております。しかしながら、当社グループは平成16年3月期以降、継続的な営業損失から脱却できずにおり、その影響で株価の低迷が続きました。また当社は、現在、継続企業の前提に重要な疑義が存在しており、営業キャッシュ・フローの黒字化が達成できないままでは、手元資金の枯渇となります。

さらに、平成28年9月30日に東京証券取引所より有価証券上場規程第604条の2第1項第1号(株価が10円未満となった場合において、3か月以内に10円以上とならないとき)に該当することとなり平成28年11月1日付けで上場廃止となりました。

このような状況を鑑みて当社グループの喫緊の課題は、徹底した経費削減と経営の効率化を推進するとともに、事業基盤の再構築を行うことが不可欠であると判断しております。そこで当社子会社の株式会社バージンダイヤモンドが長く続けていた営業活動であるインターネットを活用したプライダグジュエリーの販売を着実に伸ばしていくことを事業基盤の再構築の中心といたします。

そのために、当社グループでは子会社の株式会社バージンダイヤモンドの事業における仕入資金及び人員の強化などの運転資金が必要であり、収益が安定化するまでの当社手元資金の充当を必要としております。このような資金を適時かつ大規模に確保するためには、新たな資金調達が必要であることから、あらゆる資金調達の選択肢について検討いたしました。当社グループの経営方針や経営戦略及び当社グループの資金需要について理解いただける割当予定先から資金を調達するため、今回、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による資金調達を実施することを決議いたしました。本第三者割当によって調達した仕入資金と運転資金を活用し、当社グループ全体の事業成長の加速と財務体質の改善を実現し、最終的には当社の企業価値増大に寄与するものと判断しております。

< 本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途 >

本新株式発行により調達する手取金は、インターネットを活用したプライダルジュエリーの販売を手掛ける当社子会社バージンダイヤモンドの在庫拡充のための仕入資金、人員の強化などの運転資金と本社手元資金としての運転資金拡充に充当いたします。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
（株）バージンダイヤモンドにおける仕入資金等	5	平成28年11月～平成29年11月
本社運転資金	15	平成28年11月～平成29年11月

< 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途 >

本新株予約権発行により調達する手取金は、インターネットを活用したプライダルジュエリーの販売を手掛ける当社子会社バージンダイヤモンドの在庫拡充のための仕入資金、人員の強化などの運転資金と本社手元資金としての運転資金拡充に充当いたします。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
（株）バージンダイヤモンドにおける仕入資金等	55	平成28年11月～平成31年11月
本社運転資金	134	平成28年11月～平成31年11月

使途別の金額及び支出時期については、行使による払込がなされた時点の資金繰りの状況に応じて、また営業キャッシュ・フロー推移を判断しての必要性の高いものから充当してまいります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	宗教法人天照の神の会	
	本店の所在地	栃木県芳賀郡芳賀町大字西水沼1047番地1	
	代表者の役職及び氏名	小松 賢壽	
	資本金	該当事項はありません。	
	事業の内容	神社	
	主たる出資者及びその出資比率	該当事項はありません。	
b. 提出者と割当予定先との関係 (注)	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有する当社株式の数	11,802,710株
	人事関係	宗教法人天照の神の会の代表者の小松賢壽は当社代表取締役会長であります。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	

(注) 当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

### c. 割当予定先の選定理由

割当予定先の宗教法人天照の神の会は、十数年以上に亘って当社の主要株主であり近年は筆頭株主として長年ご支援を賜ってまいりました。また、当社のおき理解者として代表者である小松賢壽氏との親交も続けられてきました。割当予定先法人及び代表者の悪評及びそれに類似する評判は一度も聞いたことがなく、インターネットによる検索でも同様であります。代表の小松賢壽氏は今年の定時株主総会において当社の取締役を選任されました。当社が必要とする資金を調達ができること、当社自らがファイナンスの引受先に直接出向いてコミュニケーションを図ることができること、当社の経営成績及び財政状況、今後の事業展開、今回の調達資金の使途について十分にご理解していただけることが確認できること及び反社会的勢力と一切の関わりがないことの確認ができることを基準に、割当予定先を選定いたしました。

割当予定先である宗教法人天照の神の会につきましては、当社の代表取締役会長である小松賢壽が代表者を務めており、当社の経営成績ならびに財政状況、今後の事業展開、今回の調達資金の用途についても十分に理解しており割当先として選定することが最適であると判断いたしました。

#### d．割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
宗教法人天照の神の会	新株式 20,000,000株
	新株予約権 1,900,000個
	(その目的となる株式 190,000,000株)

#### e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先である宗教法人天照の神の会の保有方針につきましては、長く当社の筆頭株主であったこともあり、本新株式を売却する意向はなく、中長期間に渡り保有する方針であることを口頭にて確認しております。

#### f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である宗教法人天照の神の会から、本新株式発行および新株発行予約権の払込に要する資金は自己資金にて行う旨の説明を口頭で受けており、払込資金の十分性については割当予定先の取引金融機関が発行する預金残高証明書の提示を受け確認しております。

また、割当予定先およびその関連法人の財産目録の写しを受領するとともに、割当予定先の代表者である小松賢壽氏より権利行使を確実にする旨の文書を手入しており、新株予約権の行使に関しても十分に可能であるものと判断しております。

#### g．割当予定先の実態

割当予定先の宗教法人天照の神の会は、十数年以上に亘って当社の主要株主であり近年は筆頭株主として長年ご支援を賜ってまいりました。また、当社のよき理解者として代表者である小松賢壽氏との親交も続けられてきましたが、割当予定先及び代表者の悪評及びそれに類似する評判は一度も聞いたことがなく、インターネットによる検索でも同様であります。代表の小松賢壽氏は今年の定時株主総会において当社の取締役選任されました。当社は、企業調査等を依頼している第三者機関である民間調査会社（株式会社企業情報センター：代表取締役大宗武雄：大阪府大阪市天王寺区生玉前町1-26）に、割当予定先である宗教法人天照の神の会及び代表の小松賢壽が反社会的勢力との関係を有していないかの調査を委託し、反社会的勢力と一切関係のないこと、ならびに特定団体等に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを確認しております。

よって割当予定先である宗教法人天照の神の会は反社会的勢力と一切関係のないこと、ならびに暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当社として確認しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを防げません。

また、本新株式について該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### 本新株式

発行価格は、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社取引最終日である平成28年10月31日の株価の終値と同額である1円といたしました。なお、取締役会決議日は平成28年11月2日であります。発行価格を株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の当社取引最終日の終値を基準とした経緯としましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価格は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価格）を基準として決定することとされているため、これに準じ、当社取締役会決議日の直前日における売買がないことから、当該直前日から遡った直近日の価格を発行価格の基準といたしました。以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。ま



た、当社の監査役4名(うち2名は社外監査役)からも、本第三者割当による新株式の発行は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであり、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を監査役全員の賛同のもとと表明しております。当社取締役会において、監査役3名からその旨の説明を受け、当社取締役会の賛同のもと、本第三者割当による新株式の発行を決議しております。なお、当社代表取締役会長である小松賢壽は、本件第三者割当の割当予定先である宗教法人天照の神の会の代表者であり、特別の利害関係を有するため、当該決議には参加いたしておりません。

#### 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、第三者機関である松本康司税理士事務所(代表者:松本康司 住所:埼玉県久喜市栗橋東4丁目7番19-6号)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき0.765円との結果を得ております。その上で当社は、本新株予約権の公正価格(1個当たり0.765円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり1円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価格を上回る金額となっていることから、本新株予約権の発行価格が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。本新株予約権の行使価額については、東京証券取引所における当社普通株式の取引最終日である平成28年10月31日の終値と同額である1円といたしました。行使価額の決定に際し、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の取引最終日である平成28年10月31日の終値が当社の企業価値を反映しているものと判断し基準値として算定いたしました。

なお、当社監査役4名(うち2名は社外監査役)から、松本康司税理士事務所は、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額を上回る払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。当社取締役会において、監査役3名からその旨の説明を受け、当社取締役会の賛同のもと、本第三者割当による新株予約権の発行を決議しております。

なお、当社代表取締役会長である小松賢壽は、本件第三者割当の割当予定先である宗教法人天照の神の会の代表者であり、特別の利害関係を有するため、当該決議には参加いたしておりません。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新株式及び新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ20,000,000株及び190,000,000株の合計210,000,000株(議決権個数は2,100,000個)であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数358,172,137株に対して58.63%、同日現在の議決権総数3,576,375個に対しては58.72%となります。そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、一定の希薄化が生じることになります。

当社は、現在、継続企業の前提に重要な疑義が存在しており、これらを早期に解消し、収益基盤の確保を図るために有効な資金調達的手段を講じる必要に迫られております。当社は、このような状況を改善すべく、成長基盤の確立と企業価値の向上を図るため、徹底した経費削減と当社子会社の株式会社パーズダイヤモンドのインターネットを活用したプライダージュエリー販売によって安定的な収益を獲得する事を喫緊の課題といたしました。財務体質を改善するためにも、本第三者割当増資は当社の中期的な企業価値の向上を図り、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。当社の手元資金が逼迫することなく事業の安定的推進による収益力の改善など、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、キャッシュ・フローを改善することが、当社グループの事業基盤の安定のための財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、中長期的に当社の企業価値向上に資するものであります。

本第三者割当により一時的に株式の希薄化が生じたとしても、当該条件によらなければ他に現実的なより良い資金調達的手段はなく、本新株式の発行における資金調達を実施されない場合、当社の手元流動資金も枯渇し、当社グループの事業の積極的な推進もできないこととなり、当社グループが進める事業計画の実現にも支障をきたすおそれがあるため、その結果として発行数量、株式の希薄化の規模はやむを得ないものであると考えております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による新株式及び新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ20,000,000株及び190,000,000株の合計210,000,000株(議決権個数は2,100,000個)であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数358,172,137株に対して58.63%、同日現在の議決権総数3,576,375個に対しては58.72%となります。これは本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行が、平成28年9月30日現在における総株主の議決権に対して25%を超える大規模な新株

式及び新株予約権の発行であることを示しております。なお、当該大規模な第三者割当の方法による新株式の発行理由につきましては、後記「大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおりであります。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

### (1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
宗教法人天照の神の会	栃木県芳賀郡芳賀町大字西 水沼1047番地1	410	0.00%	20,000,410	5.30%
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG	17,673,500	4.94%	17,673,500	4.68%
THE BANK OF NEW YORK - JASDECNON-TREATY ACCOUNT	ONE WALL STREET, NEW YORK, NY10286 USA	14,140,000	3.95%	14,140,000	3.74%
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURI TIES(HONG KONG) LIMITED- CLIENT ACCOUNT	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM. KOWLOON. HONG KONG	13,150,625	3.67%	13,150,625	3.48%
CBSG-MAYBANK KIM ENG SECURITIES PTE. LTD. A/C CLIENTS	16F, 8 MARINA VIEW, #21- 00 ASIA SQUARE TOWER 1 SINGAPORE 018960	10,355,000	2.89%	10,355,000	2.74%
SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED- SEGREGATED CLIENT A/C	42/F, THE LEE GARDENS, 33 HYSAN AVENUE, CAUSEWAYBAY, HONG KONG	7,395,300	2.06%	7,395,300	1.96%
池田 知弘	大阪府大阪市生野区	6,806,300	1.90%	6,806,300	1.80%
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL INC A/C PRIME	WORLDWIDE PLAZA 309 WEST49TH STREET NEWYORK 10019 U.S.A	2,731,200	0.76%	2,731,200	0.72%
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL. HONG KONG	2,715,900	0.75%	2,715,900	0.72%
山下 博	大阪府泉南市	2,711,500	0.75%	2,711,500	0.72%
計	-	77,679,325	21.72%	97,679,325	25.87%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 平成28年9月末日時点の株主名簿を基にして作成しております。なお、宗教法人天照の神の会からは平成28年10月5日付で11,802,710株を保有している旨の大量保有報告書が提出されておりますが、反映されておられません。

3. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成28年9月末日現在の株主名簿に基づき534,637株であります。

## (2) 本新株式割当及び本新株予約権全部行使後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
宗教法人天照の神の会	栃木県芳賀郡芳賀町大字西水沼1047番地1	410	0.00%	210,000,410	37.00%
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG	17,673,500	4.95%	17,673,500	3.11%
THE BANK OF NEW YORK - JASDECNON-TREATY ACCOUNT	ONE WALL STREET, NEW YORK, NY10286 USA	14,140,000	3.95%	14,140,000	2.49%
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES(HONG KONG) LIMITED-CLIENT ACCOUNT	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG	13,150,625	3.67%	13,150,625	2.32%
CBSG-MAYBANK KIM ENG SECURITIES PTE. LTD. A/C CLIENTS	16F, 8 MARINA VIEW, #21-00 ASIA SQUARE TOWER 1 SINGAPORE 018960	10,355,000	2.89%	10,355,000	1.82%
SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-SEGREGATED CLIENT A/C	42/F, THE LEE GARDENS, 33 HYSAN AVENUE, CAUSEWAYBAY, HONG KONG	7,395,300	2.06%	7,395,300	1.30%
池田 知弘	大阪府大阪市生野区	6,806,300	1.90%	6,806,300	1.20%
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL INC A/C PRIME	WORLDWIDE PLAZA 309 WEST49TH STREET NEWYORK 10019 U.S.A	2,731,200	0.76%	2,731,200	0.48%
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	2,715,900	0.75%	2,715,900	0.48%
山下 博	大阪府泉南市	2,711,500	0.75%	2,711,500	0.48%
計	-	77,679,325	21.72%	287,679,325	50.68%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 平成28年9月末日時点の株主名簿を基にして作成しております。なお、宗教法人天照の神の会からは平成28年10月5日付で11,802,710株を保有している旨の大量保有報告書が提出されておりますが、反映されておられません。

3. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成28年9月末日現在の株主名簿に基づき534,637株であります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

<大規模な第三者割当増資を行うこととした理由>

### (1) 当社グループの現状

当社は、昭和31年創業以来、ダイヤモンドを主力商品とした数々の宝飾品を販売してまいりました。平成15年には、日本で唯一社、ロシア連邦サハ共和国（ヤクーチア）政府とダイヤモンド分野における「貿易経済協力」を締結したうえ、ロシア連邦サハ共和国（ヤクーチア）公開型株式会社サハダイヤモンドの株式58%を取得し子会社とし、ロシア連邦サハ共和国産のダイヤモンド原石を仕入、同国内において研磨事業も推進するなど、それまで高品質ながらも流通ルートの確保が難しかったロシア連邦サハ共和国産ダイヤモンドにおける独自の流通ルートの確立に成功いたしました。

また、平成20年以降、インターネットを利用した小売事業にも参入し、さらには小売店舗として東京銀座店や大阪心斎橋店を中心に名古屋、広島、仙台、東京駅前計6店を展開し、これにより原石仕入から研磨、製品化そして小売と、ダイヤモンド事業におけるサプライチェーンを構築するに至りました。

そもそも当社が小売事業に進出したのは、ダイヤモンド事業においては小売事業の利益率が高いためであり、当社の収益性を高めるうえでは不可欠であったためです。しかしながら、当社の主力製品であったブライダルジュエリー分野においては、競争の激化に加えて、少子化・晩婚化の影響等により市場が縮小していく状況にあり、また小売事業は、店舗の継続的な維持改良及び広告宣伝の継続的かつ効果的な利用が不可欠な事業であるにもかかわらず、当社の資金難といった状況から広告宣伝費にも予算がかけられない状況が続いたことで、販売不

振に拍車がかかり、結果、小売り事業からの撤退を余儀なくされてしまいました。現在では本社所在地における本店店舗のみを残して全て撤退しております。

(2) 直近の当社の上場廃止の事実

その結果、当社グループは平成16年3月期以降、継続的な営業損失から脱却できずにおり、株価の低迷が続きました。平成28年9月30日に東京証券取引所より有価証券上場規程第604条の2第1項第1号(株価が10円未満となった場合において、3か月以内に10円以上とならないとき)に該当することとなり平成28年11月1日付で上場廃止となりました。

(3) 当社の課題

このような状況を鑑みて当社グループの喫緊の課題は、徹底した経費削減と経営の効率化を推進するとともに、事業基盤の再構築を行うことが不可欠であると判断しております。当社は、現在、継続企業の前提に重要な疑義が存在しており、営業キャッシュ・フローの黒字化が達成できないままでは、手元資金の枯渇となります。当社は、このような状況を改善すべく、成長基盤の確立をはたし企業価値の向上を図るべく検討いたしました。具体的には当社子会社の株式会社パージンダイヤモンドが長く続けていた営業活動であるインタ ネットを活用したプライダルジュエリーの販売を着実に伸ばしていくことを事業基盤の再構築の中心といたします。

(4) 平成28年2月19日に決議した「第三者割当により発行される株式及び第11回新株予約権」の状況

当社は、平成28年2月19日に「第三者割当により発行される株式及び第11回新株予約権」についての発行決議を行い、平成28年3月14日に新株式の発行による275百万円の増資を実施いたしました。同日、新株予約権570,000個が発行されておりますが、本書提出日現在で、新株予約権570,000個は全て行使されておらず、新株式発行による調達額275百万円の増資となっております。当該新株式発行での増資により調達した資金は、ダイヤモンド事業における仕入資金45百万円、免税品販売事業の新規出店費用30百万円、本社運転資金98百万円、借入金の返済102百万円の資金に充当し、当社維持運営に努めてまいりました。

同日に発行決議した新株予約権は本書提出日現在まで行使されておりません。最近の当社株価の影響等から新株予約権の行使が当初の想定と反し行使されることなく、平成28年11月1日には上場廃止となったことから、今後も第11回新株予約権による資金調達は見込めません。当該第11回新株予約権による資金調達の資金使途として、ダイヤモンド事業における経費及び仕入資金、免税品販売事業の仕入資金等、本社運転資金に充当する予定としておりますが、調達が見込めないことで当社グループの事業の見直し再構築が必要となりました。

(5) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由

現在、当社が直面している上記(1)から(4)に記載の諸問題を早期に解決し、収益基盤の確保を図るために有効な資金調達的手段を講じる必要に迫られております。パージンダイヤモンド事業によって安定的な収益を獲得する事を目的とするため、また、財務体質を改善するためにも、本第三者割当増資は当社の中期的な企業価値の向上を図り、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。当社の手元資金が逼迫することなく事業の安定的推進による収益力の改善など、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、キャッシュ・フローを改善することが、当社グループの事業基盤の安定のための財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、中長期的に当社の企業価値向上に資するものであります。

(6) 他の資金調達についての検討

当社は、ファイナンスを行うに際し、事業目的を明確にした事業計画に基づく実行が必要であり、また既存株主への影響は最小限度に抑制されるようにすべきと考えておりますが、当社が継続的に純損失を計上していることなどから金融機関からの借入は困難な状況にあります。また、金融機関からの借入以外の資金調達方法としては、公募増資、株主割当増資などの手段がありますが、上場廃止となった当社グループがおかれた状況から考慮すると、当社の期待する規模及び時期における資本調達の可能性は低いと考えざるを得ない状況にあるため、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行はやむを得ないと判断いたしました。

その上で、当社が必要とする資金を短期間に確実に調達ができる最善の手段を用いること、当社自らがファイナンスの引受先に直接出向いてコミュニケーションを図り、当社の経営成績及び財政状況、今後の事業展開、今回の調達資金の使途について十分にご理解していただけることが確認できる割当先への第三者割当による新株式及び新株予約権の発行といたしました。

(7) 新株式の発行と新株予約権の発行との組合せになった理由

新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達の仕組みは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことが出来るように配慮したものであります。

<大規模な第三者割当による既存株主への影響>

本第三者割当により一時的に株式の希薄化が生じたとしても、当該条件によらなければ他に現実的なより良い資金調達的手段はなく、本新株式の発行における資金調達が実施されない場合、当社の手元流動資金も枯渇し、当社グループの事業の積極的な推進もできないこととなり、当社グループが進める事業計画の実現にも支障をきたすおそれがあるため、その結果として発行数量、株式の希薄化の規模はやむを得ないものであると考えております。

財務体質を改善するためにも、本第三者割当増資は当社の中期的な企業価値の向上を図り、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。当社の手元資金が逼迫することなく事業の安定的推進による収益力の改善など、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、キャッシュ・フローを改善することが、当社グループの事業基盤の安定のための財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、中長期的に当社の企業価値向上に資するものであります。そこで、一定の額を速やかに確実に調達できる第三者割り当てによる資金調達が最善であると判断いたしました。なお、当社は平成28年11月1日に上場廃止になったことから、市場への影響はありません。

<大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程>

前述のとおり、本第三者割当による新株式及び新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ20,000,000株及び190,000,000株の合計210,000,000株（議決権個数は2,100,000個）であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数358,172,137株に対して58.63%、同日現在の議決権総数3,576,375個に対しては58.72%となります。従って、希薄化率が2.5%以上であることから、本件第三者割当は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-8）」に関する大規模な第三者割当に該当いたします。これを踏まえ、当社では、当社社外監査役2名全員（小林実氏、菅原謙爾氏）から、今回の第三者割当増資は、他の現実的なより良い資金調達手段はなく、当社手元流動資金の枯渇を避けるべく運転資金を確保しつつ、事業の安定的な成長を促すために必要な措置であり、このような措置により当社の企業価値の向上に資するものであるため、本第三者割当にかかる発行数量及び株式の希薄化の規模は適切であり且つやむをえないものであるという意見を得ており、当社として本第三者割当増資を行うことを判断いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第51期）及び四半期報告書（第52期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年11月2日）までの間において、追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加を記載したものであり、追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成28年11月2日）現在においてもその判断に変更はありません。

(1)～(4) 略

#### (5) 「株価」基準に係る上場廃止について

平成28年6月より平成28年9月までの上場株価（月末終値及び月間終値平均）が10円未満となり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第604条の2第1項第1号（株価基準）に該当したため、当社は平成28年11月1日に上場廃止になりました。

#### (6) 株式価値の希薄化について

平成28年11月2日開催の当社取締役会において、宗教法人天照の神の会を割当予定先とする本第三者割当増資による新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

本第三者割当による新株式及び新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ20,000,000株及び190,000,000株の合計210,000,000株（議決権個数は2,100,000個）であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数358,172,137株に対して58.63%、同日現在の議決権総数3,576,375個に対しては58.72%となります。そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、一定の希薄化が生じることになります。

当社は、現在、継続企業の前提に重要な疑義が存在しており、これらを早期に解消し、収益基盤の確保を図るために有効な資金調達的手段を講じる必要に迫られております。当社は、このような状況を改善すべく、成長基盤の確立と企業価値の向上を図るとともに既存事業であるダイヤモンド事業等の安定的販売により営業キャッシュ・フローの黒字化を目指すことのみならず、パージンダイヤモンド事業によって安定的な収益を獲得する事を目的とするため、また、財務体質を改善するためにも、本第三者割当増資は当社の中期的な企業価値の向上を図り、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。当社の手元資金が逼迫することなく事業の安定的推進による収益力の改善など、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、キャッシュ・フローを改善することが、当社グループの事業基盤の安定のための財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、中長期的に当社の企業価値向上に資するものであります。

本第三者割当により一時的に株式の希薄化が生じたとしても、当該条件によらなければ他に現実的なより良い資金調達的手段はなく、本新株式の発行における資金調達が実施されない場合、当社の手元流動資金も枯渇し、当社グループの事業の積極的な推進もできないこととなり、当社グループが進める事業計画の実現にも支障をきたすおそれがあるため、その結果として発行数量、株式の希薄化の規模はやむを得ないものと考えております。

## 2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第51期事業年度）の提出日以降、本届出書の提出日（平成28年11月2日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成28年7月6日提出 臨時報告書）

### 1．提出理由

平成28年6月30日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2．報告内容

#### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月30日

#### (2) 当該決議事項の内容

##### 第1号議案 第51期計算書類承認の件

第51期計算書類について、株主の承認をお願いするものであります。

##### 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、姜杰、小松賢壽、宮崎富司、清水えいか、中村光延、方亮、王崢及び柿崎裕子を選任するものであります。

##### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、陳瀬康を選任するものであります。

##### 第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、監査法人アリアを選任するものであります。



(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成比率及び決議の結果 (注)1	
					賛成比率 (%)	可否
第1号議案 第51期計算書類承認の件	1,155,390	43,321	0	(注)2	93.72	可決
第2号議案 取締役8名選任の件				(注)3		可決
姜 杰	1,152,154	46,568	0		93.46	可決
小松 賢壽	1,150,412	48,310	0		93.32	可決
宮崎 富司	1,159,076	39,646	0		94.02	可決
清水 えいか	1,160,891	37,831	0		94.17	可決
中村 光延	1,150,354	48,368	0		93.31	可決
方 亮	1,152,321	46,401	0		93.47	可決
王 崢	1,152,181	46,541	0		93.46	
柿崎 裕子	1,150,634	48,088	0		93.33	
第3号議案 監査役1名選任の件	1,163,812	34,899	0	(注)3	94.40	可決
第4号議案 会計監査人選任の件	1,166,733	31,989	0	(注)2	94.64	可決

(注)1. 賛成比率は、当日出席の株主の議決権数を含む、本総会で行使された全ての議決権数に対する、本総会当日に出席した株主の議決権のうち賛成の議決権行使が確認できた議決権数及び前日までの書面による事前行使分のうち賛成の議決権行使が確認できた議決権数の割合を記載しています。

2. 決議事項が可決されるための要件は、出席株主の議決権の過半数の賛成です。

3. 決議事項が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会当日に出席した株主の議決権のうち議案に対する賛否が確認できた議決権の数、及び前日までの書面による事前行使分の集計により、全ての議案の可決を確認できたことから、本総会当日出席の株主の議決権の数の一部は集計しておりません。

（平成28年7月6日提出 臨時報告書）

1. 提出理由

当社は、平成28年6月30日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 新たに代表取締役になる者

異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
宮崎 富司 (昭和29年4月1日生)	代表取締役社副社長	取締役	平成28年6月30日	124

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
宮崎 富司	昭和62年10月 当社入社 平成9年6月 取締役就任 平成11年10月 管理部部長 平成23年6月 経営管理室室長就任 平成24年2月 取締役経営管理室室長就任 平成24年6月 常勤監査役就任 平成26年6月 取締役経理部部長就任 平成27年12月 取締役営業部部長就任 平成28年6月 代表取締役就任

当社は、平成27年9月25日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 代表取締役でなくなる者

異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

氏名 (生年月日)	旧役職名	異動年月日	所有株式数
井上 喜明 (昭和39年7月22日生)	代表取締役副社長	平成28年6月30日	0

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

（平成28年7月8日提出 臨時報告書）

1. 提出理由

当社におきまして、特定子会社の異動について平成28年6月27日開催の取締役会において決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 維真珠宝（上海）有限公司  
住所 : 中国上海市徐匯区南丹東路109号4棟146室  
代表者の氏名 : 董事長 姜 杰  
資本金 : 5,000万人民币元  
事業の内容 : プライダグジュエリー事業、ダイヤモンド、貴石、輸出入の販売等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前： 2,550万人民元

異動後： 1,250万人民元

総株主等の議決権に対する割合

異動前： 51.0%

異動後： 25.0%

(注) 「当社の所有に係る特定子会社の議決権の数」は出資額を、「総株主等の議決権に対する割合」には出資比率を、それぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：平成28年6月27日開催の取締役会において、当社が保有する維真珠宝（上海）有限公司の株式の一部を譲渡することを決定し、平成28年6月29日付で譲渡契約を締結いたしました。これにより、当該会社は、特定子会社に該当しないこととなります。

なお、上記の異動により、当該会社は、当社の連結財務諸表上の持分法適用関連会社となる予定です。

異動の年月日：平成28年6月29日

(平成28年9月28日提出 臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、平成28年9月26日付けにて代表取締役社長姜杰より、代表取締役社長職の辞任届を受理いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
姜 杰 (昭和38年3月8日生)	取締役	代表取締役社長	平成28年9月26日	0株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

(平成28年10月3日提出 臨時報告書)

1. 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 宗教法人天照の神の会

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの

宗教法人天照の神の会

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	208,330個	5.82%
異動後	67,374個	1.88%

(3) 当該異動の年月日  
平成28年9月21日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数  
資本金の額 143,268,852円  
発行済株式総数 普通株式 358,172,137株

(平成28年10月4日提出 臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、平成28年9月30日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
小松 賢壽 (昭和24年7月26日生)	代表取締役社会長	取締役	平成28年9月30日	100株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
小松 賢壽	昭和47年3月 東京大学文学部 卒業 昭和50年3月 東京大学大学院人文科学研究科 修士課程修了 平成50年4月 宗教法人天照の神の会（宗教法人慈照会）代表役員就任（現任） 平成28年6月 当社取締役就任 平成28年9月 当社代表取締役会長就任

(平成28年10月5日提出 臨時報告書の訂正報告書)

1. 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成28年10月3日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出しました、当社主要株主の異動に係る臨時報告書の記載事項について、一部に訂正すべき事項が判明したため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2. 訂正事項

2 報告内容

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

(3) 当該異動の年月日

3. 訂正内容

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

- (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合  
主要株主でなくなるもの  
宗教法人天照の神の会

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	208,330個	5.82%
異動後	67,374個	1.88%

(訂正後)

- (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合  
主要株主でなくなるもの  
宗教法人天照の神の会

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	596,461個	16.67%
異動後	208,330個	5.82%

(訂正前)

- (3) 当該異動の年月日  
平成28年9月21日

(訂正後)

平成28年9月20日

3. 最近の業績の概要について

第52期中間連結会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）における売上高の見込みは以下のとおりです。なお、下記の数値については決算確定前の暫定的なものであり変動する可能性があります。

会計期間	第52期中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
売上高(百万円)	798

売上高以外の指標につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため記載しておりません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の中間監査は終了しておりません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日	平成28年7月15日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第52期第1四半期)	自 至	平成28年4月1日 平成28年6月30日	平成28年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 印  
業務執行社員

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンド及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上しており、当連結会計年度においても、重要な営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。



2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年6月27日開催の取締役会において、連結子会社維真珠寶(上海)有限公司の株式の一部を譲渡することを決議した。

これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成27年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該前連結会計年度の連結財務諸表に対して平成27年6月26日付で無限定適正意見を表明している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サハダイヤモンドの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

#### 意見不表明の根拠

内部統制報告書に記載のとおり、会社は、財務報告に係る内部統制の評価について、中国子会社の重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないとしている。当監査法人は、上記の内部統制報告書に関して重要な監査手続を実施できなかった。

#### 意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、株式会社サハダイヤモンドの平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンドの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上しており、当事業年度においても、重要な営業損失、当期純損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年6月27日開催の取締役会において、子会社維真珠宝（上海）有限公司の株式の一部を譲渡することを決議した。

これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の事項

会社の平成27年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該前事業年度の財務諸表に対して平成27年6月26日付で無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象に含まれません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月10日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンド及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上しており、前連結会計年度に引き続き、当第1四半期連結累計期間においても、重要な営業損失、及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上している。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、前任監査人によって四半期レビューが実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成27年8月11日付けで無限定の結論を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。